

納税標語が決定



12月3日の表彰式で

市と納税貯蓄組合連合会が共催で募集した今年度の納税標語。応募総数82点の中から左記のかたがたが入選しました。

教育・福祉・環境も あなたの税で実ります



第一席▼鈴木喜市郎さん(桜)
「生活に密接した具体例を挙げれば、みなさんもピンときやすいのではないかと思います」

第二席▼白木裕美さん(御所野) 安部慶子さん(新屋)
第三席▼尾形リッさん(新屋) 小林ユリ子さん(御野場)
佐藤洋太郎さん(濁川) **佳作**▼高橋隆さん(手形)
伊藤博さん(添川) 佐藤修治さん(広面) 鈴木綾子さん(桜) 尾形廣昭さん(新屋) 高橋禮子さん(手形)
辻敏さん(下新城) 相庭ケイさん(牛島) 熊谷勉さん(將軍野) 安藤キミ子さん(牛島)

1月31日(木)が納期の市税
市県民税第4期
国民健康保険税第7期

納税通知書用の封筒に

広告をのせませんか！

軽自動車税・個人住民税・固定資産税の「納税通知書郵送用の封筒」の裏面に広告(有料)を掲載する広告主を募集します。この封筒は、おもに5月～6月の発送に使うものです。なお、公序良俗に反するものなどは掲載できません。

封筒発送課(最低着札価格)

種別	種類	発送時期	枚数(概算)
① 市民税課用(8万円)	軽自動車税	5月初旬	6万3千枚
	個人住民税普通徴収	6月初旬	7万枚
② 資産税課用(7万円)	固定資産税	5月初旬	12万枚

どちらか一方でも、両方でも申し込みます。

募集期間 1月18日(金)～28日(月)

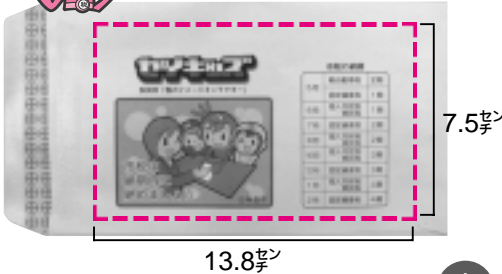
入札日 1月31日(木)

問い合わせ

申し込み方法など、詳しくは市民税課ホームページをご覧になるか、電話でも問い合わせください。
tel(066)2054
<http://www.city.akita.akita.jp/city/in/pv/>

広告の位置と大きさ

広告は1色刷でこの枠内だよ！



裏



表

固定資産税

償却資産の申告を お願いします

固定資産税は土地や家屋のほか、会社や個人で工場・事務所・商店などを経営しているかたが事業のために使っている、構築物・機械・器具・備品などの償却資産にも課税されます。

償却資産をお持ちのかたは、昨年12月にお届けした所定の申告書に、平成20年1月1日現在の所有状況を書いて、1月31日(木)まで資産税課へ提出してください。申告書がお手元にないかたには郵送しますので、資産税課へご連絡ください。

おもな償却資産

構築物 駐車場の舗装路面、看板などの広告設備、門、塀、外灯、受変電設備など **機械および装置** 各種産業用の機械や装置など **船舶** 遊覧船、貨物船、ボートなど **航空機** 飛行機、ヘリコプターなど **車両および運搬具** 運搬車、台車、大型特殊自動車に該当するフォークリフトなど **工具、器具および備品** 事務機器、パソコン、厨房用品、金庫、工具類など

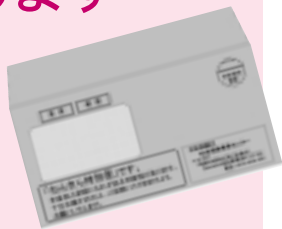
問い合わせ

資産税課償却資産担当
tel(066)2836

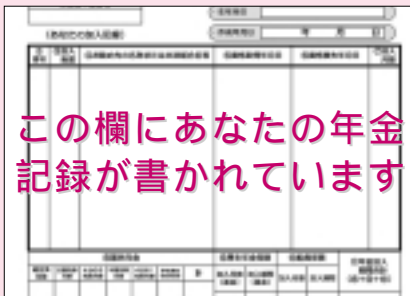
宙に浮いた年金はあなたのかも... ねんきん特別便を お届けします

社会保険庁では、宙に浮いている約5千万件の年金記録について、名寄せ(氏名、性別、生年月日の突き合わせ)作業を行っています。

過去に納めた年金がその5千万件の中に該当する可能性があるかたに、加入期間と加入履歴を記載した「ねんきん特別便」を、3月までをめどに順次送っています。



中身を確認し、提出してください



この欄にあなたの年金記録が書かれています

年金記録のお知らせ

「年金記録のお知らせ」の内容を確認し、訂正がある場合は「年金加入記録照会票」を、訂正がない場合は「確認はがき」を必ず提出してください。



住所や名字を変更したかたは届け出を

引っ越しや結婚などにより、現在の住所や名字が社会保険庁に届けているものと異なっている場合、ねんきん特別便をお届けできないことがあります。訂正は本人による手続きが必要ですので、下記の窓口でお願いします。

国民年金 秋田市役所国保年金課
厚生年金 勤務先の社会保険担当者
年金を受給しているかた 最寄りの社会保険事務所

問い合わせ

秋田社会保険事務所tel(865)2379

確定申告

平成19年分を受け付け

受付期間
所得税 2月18日(月)～3月17日(月)
贈与税 2月1日(金)～3月17日(月)
消費税(個人事業者) 3月31日(月)まで

所得税の還付申告書は、2月18日(月)より前でも提出できます



ネットで確定申告できます

国税庁ホームページでは、「確定申告書等作成コーナー」から電子申告(e-tax)できるほか、税務署へ提出する申告書などの印刷ができます。

e-taxは、あらかじめ登録すれば、インターネットで国税に関する申告や納税などの手続きができる便利なシステム。一定の要件を満たすと、最大5千円の税額控除を受けられたり、添付書類の提出を省略できたりします。詳しくはホームページをご覧ください。
 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>

申告書作成会場のご利用を

「申告書作成会場」は、所得税譲渡所得を含む、消費税、贈与税の申告書を作成する会場です。秋田南・北税務署内には申告書を作成する場所がありませんので、申告書の作成は左記の「申告書作成会場」をご利用ください。

開設日時

2月1日(金)から3月17日(月)までの平日、午前9時～午後4時

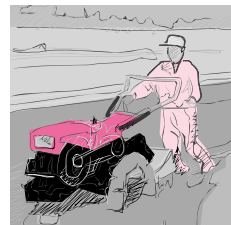
秋田南税務署の申告書作成会場 秋田県労働会館「フォーラムアキタ」(中通六丁目7-36) : 会場には駐車場がありませんので、公共交通機関などをご利用ください。

秋田北税務署の申告書作成会場 セリオン2階イベントホール

確定申告の問い合わせ

秋田南税務署tel(832)4121
 秋田北税務署tel(845)1161

農業用免税軽油の 申請を受け付け



農業経営者が農業用の機械に軽油を使用する場合は、あらかじめ県から免税証の交付を受け、購入するときそれを提示することで、軽油引取税(1リットあたり32.1円)が免除されます。

すでに購入した分や、作業を終えた分の免税証は交付できません。軽油を購入する前に、免税証の交付を申請してください。

免税証の交付申請場所

秋田地域振興局県税課
 (県庁1階)の秋田地方総合庁舎1階
 tel(860)3342